

令和4年12月2日

保護者の皆様

藤井寺市教育委員会  
教育長 濱崎 徹

### 特別警報または、警報発表時の措置について

師走の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平素より本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、これまで本市では、「特別警報または、台風に伴う警報発表時の措置」として、対応しておりました。しかし、昨今、台風に限らず日本全国で災害級の危険が増加している状況にあります。また、関西地方より遠くに台風がある場合や、台風になる前後での暴風雨により、直接的な「台風に伴う」判断が難しい場合があります。

そこで、**令和5年4月1日から「台風に伴う」を削除し、以下の通りの措置といたします。**  
なお、**この措置は令和5年4月1日から開始といたします。**

今後とも本市の教育活動にご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。何かありましたら、学校教育課（072-939-1402）までご連絡下さい。

### 記

1. 児童・生徒の登校時（午前7時00分）において、大阪府全域あるいは藤井寺市に特別警報または、暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されているときは、登校を見合わせる。  
ただし
  - ・午前8時15分までに警報が解除されたときは、通学路の安全を考慮して登校させ、通常どおりの授業を行う。（給食については、通常どおり実施する。）
  - ・午前10時00分までに警報が解除されたときは、通学路の安全を考慮して登校させ、通常どおりの授業を行う。（給食については、原則、通常どおり実施する。）
2. 午前10時00分現在で大阪府全域あるいは藤井寺市に特別警報または、暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかがまだ発表中のときは臨時休業とする。
3. 児童・生徒の登校した後、大阪府全域あるいは藤井寺市に特別警報または、暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されたときは、通学路の状況等を十分考慮し、下校させる。